特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
28	母子保健に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

萩市は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行ない、よって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

・個人情報を処理する業務を外部に委託する場合は、秘密保持に関する規定を契約に含め個人情報の保護に万全を期している。

評価実施機関名

山口県萩市長

公表日

令和7年10月17日

[令和6年10月 様式2]

T 関連情報

1 関連情報				
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	母子保健に関する事務			
②事務の概要	母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する事業を実施する。 母子保健法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。 ・保健指導に関する事務 ・新生児の訪問指導 ・健康診査に関する事務 ・妊娠の届出に関する事務 ・妊産婦の訪問指導に関する事務 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
③システムの名称	団体内統合宛名システム、母子医療システム、乳幼児管理システム、健康管理システム			
2. 特定個人情報ファイル名				
1. 母子保健情報ファイル、2.	母子手帳情報ファイル			

3. 個人番号の利用

・番号法第9条第1項 別表 70の項
・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別第一の主務省令で定める事務を定める命令第40条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携				
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定		
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令	3第2条の表42、48、71、80、95、112の項 3第2条の表95、96の項		

5. 評価実施機関における担当部署					
①部署	保健部健康増進課				
②所属長の役職名	課長				
6. 他の評価実施機関					
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求				
請求先	郵便番号758-8555 山口県萩市大字江向510番地 萩市保健部健康増進課 電話:0838-26-0500 fax:0838-25-9700 E-mail:kenkou@city.hagi.lg.jp				
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ					
連絡先	郵便番号758-8555 山口県萩市大字江向510番地 萩市保健部健康増進課 電話:0838-26-0500 fax:0838-25-9700 E-mail:kenkou@city.hagi.lg.jp				
9. 規則第9条第2項の適	用	[]適用した		

適用した理由

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
	いつ時点の計数か	令和	17年6月1日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]		<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満	
いつ時点の計数か		令和	17年6月1日 時点			
3. 重大事故						
	内に、評価実施機関において特定個人 5重大事故が発生したか	[発生なし		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類			
[基礎	項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関については、それぞれ	1重点項目評価書	又は全項目評価書において、リスク	7対策の詳細が記載
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供ネットワークシス	テムを通じた入	手を除く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アク セス権限のない職員等)によっ て不正に使用されるリスクへ の対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		1]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワー	ークシステムを通し	た提供を除く。) []提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる Jスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	Ι]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
8. 人手を介在させる作業			[]人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
判断の根拠	人の手が介在する局面ごと ・マイナンバー入りの書類を 含まれていないかなど、複	を郵送等する際は	、、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が		

9. 監査				
実施の有無	[O]自己点検 []内部監査 []外部監査			
10. 従業者に対する教育・	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する			
最も優先度が高いと考えられ る対策	[8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 <選択肢> 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2)目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4)委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5)不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6)情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7)情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9)従業者に対する教育・啓発			
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	萩市情報セキュリティ規程及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に 則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、 特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管している。			

変更箇所

変更箇所	ग ्र				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和3年9月1日	トワークシステムによる情報 IIしきい値判断項目 1.対象 人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和3年8月1日時点	事後	
令和3年9月1日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱	平成31年4月1日時点	令和3年8月1日時点	事後	
令和6年1月31日	者数 いつ時点の計数か Ⅱしきい値判断項目 1.対象	令和3年8月1日時点	令和6年1月1日時点	 事後	
	人数 いつ時点の計数か IIしきい値判断項目 2. 取扱	令和3年8月1日時点	令和6年1月1日時点	 事後	
740417310	者数 いつ時点の計数か	7個3年0月1日時景	7和0年1月1日時点	争妆	
令和7年6月1日	I 関連情報 3. 個人番号の 利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)・第9条第1項 別表第一 49の項行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)・第40条	・番号法第9条第1項 別表 70の項 ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別第一の主務省 令で定める事務を定める命令第40条	事後	
	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報 連携 ②法令上の根拠	田守広邦19年末の5 別収系 ((情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、48、71、80、95、112の項(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表95、96の項	事後	
		ョャでた める事務及び情報を定める命令(別表第二省 会) (平成26年内閔府・総務省会第7号)			
市和/年0月1日	IIしきい値判断項目 1.対象 人数 いつ時点の計数か	令和6年1月1日時点	令和7年6月1日時点	事後	
市和/平0月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱	令和6年1月1日時点	令和7年6月1日時点	事後	
会和7年6日1日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介 在させる作業	(新規)	評価書のとおり	事後	
会和7年6日1日	IV リスク対策 11. 最も優先 度が高いと考えられる対策	(新規)	評価書のとおり	事後	
	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	団体内統合宛名システム、母子医療システム、 乳幼児管理システム	団体内統合宛名システム、母子医療システム、 乳幼児管理システム、健康管理システム	事前	
令和7年10月20日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	1. 母子保健情報ファイル	1. 母子保健情報ファイル、2. 母子手帳情報ファイル	事前	